

インド愛知デスク ニュース

◆◇ インド最新情報 ◇◆

Vol.3

● 2016-17 年度インド連邦予算で発表された税制改正のポイント

2月29日にインド財務大臣による2016-17年度連邦予算の発表がありました。インドでは毎年2月最終日(土日を除く。総選挙の年は2月に仮予算、選挙後に本予算の発表)に連邦予算の発表があり、その中で財政収支の報告、予算配分方針と税制改正が公表され、インドビジネスにおいては一大イベントの1つとなっています。

2016-17年度予算では、(1)農業・農家への福祉、(2)地方振興、(3)社会保障、(4)教育と雇用創出、(5)インフラ投資、(6)金融改革、(7)ビジネス環境の改善、(8)財政規律、(9)税制改革と手続の軽減の9つのポイントに重点が置かれ、経済成長とともに社会福祉へも配慮された内容でした。

今回は、予算発表で示された主な税制改正のポイントについて解説します。なお、予算発表の内容は、今後の法改正・通達等により正式に発効する点、本文の意見にかかる部分は筆者の私見である点を申し添えます。

1. 法人所得税

昨年の予算発表で、法人所得税率を今後5年かけて30%から25%にまで引き下げ、税制優遇措置を順次廃止するという方針が示されていました。今回の予算発表では、2014-15年度の年間収入が5,000万ルピー以下の企業に対して法人税率を1%引き下げて29%とすること、2016年3月以後設立の国内製造業企業については25%の法人税率(但し現行の税制優遇措置は受けられない)を選択できるようになるなど、昨年示された方針が段階的に実地に移されています。

税制優遇措置の順次廃止措置としては、SEZ内企業の輸出に係る所得の免税(15年)を2020年3月31日までに事業開始したSEZ企業への適用に限定すること、

一定の企業への最大 100%の増加償却を 2017-18 年度から 40%に減少すること、科学的な研究開発支出に係る 125%~200%の控除を順次 100%まで減少すること、といった内容が発表されています。

また、スタートアップ企業の支援策として、一定の条件下で設立から 5 年のうち連続した 3 年については 100%減税を認めるとしています。なお、スタートアップ企業の定義はインド商工省の通達で定められており、基本的には「インドでの設立、登記から 5 年以内で、過去に 2 億 5,000 万ルピーを越える年間売上のない Entity」とされています（通達は[こちら](#)をご参照ください）。

規制緩和としては、税務監査の対象企業の緩和があります。現状、年 1,000 万ルピー以上の売上の企業は勅許会計士による税務監査が求められていますが、今回の予算では 2017 年 4 月 1 日以後、年 2,000 万ルピー以上の企業へと税務監査の対象を限定することが示されました。

国際課税関係では、Place of Effective Management (PoEM) ルールの適用が 1 年延期され、2016-17 年度からとなりました。PoEM とは、企業全体のビジネス遂行に必要な重要な経営上及びビジネス上の意思決定が実質的に行われる場所をいい、もし海外拠点の PoEM がインドにあれば、その拠点はインド居住者としてインドで課税されるルールです。産業界からの適用延期に応えたものですが、PoEM ルールの適用については引き続き慎重な検討が必要です。また、OECD の提言に基づくオンライン広告取引への課税強化として、インド企業や外国企業のインド PE がインド国外のサービス業者に支払ったオンライン広告費に 6%の Equalisation Levy を課すとしています。

2. 移転価格税制

OECD の BEPS 行動計画に基づき、インドでも移転価格の文書化強化が発表されました。2016-17 年度から、マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書の 3 つの文書化が求められます。いずれも今後の詳細の発表を待つ必要がありますが、多国籍企業グループに属するインド企業はマスターファイルの作成、連結売上が 750 百万ユーロ以上の多国籍企業の最終親会社は国別報告書の作成が、財務大臣によって言及されています。現行制度での移転価格文書はローカルファイルに置き

換わることになると思われます。なお、会計士証明の Form 3CEB はこれまでどおり入手が必要です。

日本においても、平成 28 年税制改正大綱において同様の移転価格文書化強化が公表されているところです。BEPS 行動計画では、各国当局間の移転価格文書の自動交換条項も含まれていることから、日印間での文書化の整合性も課題となります（日本の改正内容については[こちら](#)をご参照ください）。

3. 間接税

GSTの行方

現在、複雑かつ複数存在する現行の間接税を 1 つの物品サービス税（Goods and Service Tax : GST）に統合しようとしています。長年議論されていますが GST 導入には至っていません。現政権の強いリーダーシップで、2016 年 4 月の GST 導入を目標に、必要な憲法改正案の国会上程（下院は通過）、GST 法草案の公表という段階にまで進んでいますが、2016 年 4 月の目標達成は非常に困難な状況です。現実的には 2017 年 4 月の導入になるのではないかとされています。今回の予算発表では、特に GST についての言及がありませんでしたが、発表された改正内容には GST の導入をにらんだ内容も含まれています。

関税 (Customs)

税率については、ハイブリッド車の製造に係る基本関税の免税、食品加工やワールドチェーンに関する設備の税率が 10%から 5%に軽減、航空機の保守メンテナンスに関する機器の免税などが発表されました。（詳しい税率変更は[こちら](#)をご参照ください）

2016 年 4 月から関税の支払遅延に課せられていた利子が 18%から 15%に引き下げられます。また、改正関税法で一定の輸入業者に関税の延べ払いを認めることも発表され、実現すれば輸入業者のキャッシュフロー負担の軽減となりそうです。

その他、2016 年 4 月からインド入国時の手荷物免税額が 50,000 ルピーに引き上げられ、申告の必要のない場合は申告書類の提出を不要とすることも発表されました。インド駐在員や出張者にはメリットのある内容です。

なお、今回の予算とは別に、Special Valuation Branch (SVB) への登録に関する規制緩和も公表されています。

物品税 (Central Excise Duty)

物品製造に課される物品税は届出や申告の負担が大きい領域ですが、負担軽減策が発表されています。関連工程の工場建屋が近隣に複数存在する場合には、1つの届出・登録が認められるとされました。また、これまでは27あった物品税に関する申告を13(月次12回+年度1回)に軽減するとしています。GSTで想定される月次申告に整合させる動きのひとつといえます。加えて、これまで認められなかった物品税の過年度修正申告を認めると発表しました。

Infrastructure Cess

新たな間接課税として、一定の自動車の購入に1%~4%のInfrastructure Cessが課されることとなりました(2016年3月1日より適用)。これはCENVAT Credit(相殺控除)が利用できない租税で自動車産業にはネガティブな内容であり、GSTのコンセプトにも整合しないといえます。

CENVAT Credit

物品税、サービス税の相殺控除であるCENVAT Creditは、GSTでの相殺控除を見越した変更が発表されています。「Capital Goods」「Input」の定義が拡大され、相殺控除できる幅が広がりました。1個10,000ルピー未満のCapital GoodsはすべてInputとみなされ、相殺控除できることとなります。また、CENVAT Creditの計算の簡素化も提案されています。

サービス税 (Service Tax)

現在、サービスに対する課税はサービス税14%、Swach Bhat Cess(クリーンインド税)0.5%の計14.5%ですが、2016年6月よりKrishi Kalyan Cess(農業福祉税)0.5%の課税が発表されました。今年6月以降は合わせて15%のサービス課税となります。Krishi Kalyan Cessは支払と受取の相殺控除が認められます。GSTでは最大18%の税率が議論されており、サービスについては税率アップとなりますが、これもGSTを視野にサービスの税率をGSTに近づけていくという背景もあると思われれます。

● 執筆者情報

花輪 大資 (はなわ だいすけ)

公認会計士 (日本)

2013 年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インディアに出向し、ジャパンデスクを担当。愛知県蒲郡市出身。

daisuke.hanawa@in.gt.com

グラントソントン・インディア

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。

監査・保証業務、税務業務、アドバイザリー業務のフルライン専門サービスを提供。

インド国内 12 都市 13 事務所、2,500 名超の専門家を有する。

<http://www.grantthornton.in>

◆◇ 発行情報 ◇◆

インド愛知デスク 最新情報 (2016 年 3 月 9 日)

■発行元

2015 年度インド愛知デスク運営業務受託者：

松田綜合法律事務所 (担当：弁護士 久保達弘)

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号

朝日生命大手町ビル 7 階

TEL: 03-3272-0101 (代表) FAX: 03-3272-0102

URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

global@jmatsuda-law.com